

せい かつ ほ ごと
生活保護のしおり

もばらしふくしぶしゃかいふくしかほごがかり
茂原市福祉部社会福祉課保護係

れんらくさき
(連絡先) 0475-20-1571

担当

は じ め に

生活保護は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度です。

しかし、この生活保護制度も、その生活に困る者（世帯）が、その生活のために利用できる資産、能力、手当、その他あらゆるものを生活維持のために活用することが要件とされております。

また、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹など）からの援助や年金、恩給、養育費等の収入、あるいは生活保護以外の制度や法律でまかなえる費用は、すべて保護に先だって、生活維持のために使わなければなりません。

生活保護を受けるには、いろいろな「義務」と「制約」があるので、十分に留意してください。

目 次

1. 生活保護制度	1
2. 生活保護のながれ	2
3. 申請後の調査	3
4. 生活保護の種類	3～5
5. 権利と義務	5～6
6. 報告、届出について	6～7
7. 収入に伴う控除と高校生のアルバイト	7～8
8. 保護費の返還や徴収	8～9
9. 民生委員の役目	9
10. 地区担当員(ケースワーカー)の役割	9
11. 医療機関などにかかるときの注意	10

1. 生活保護制度

(1) 稼働能力の活用

働ける人は能力に応じて働かなければなりません。

(2) 資産の活用

最低生活に必要な余分な資産（土地・家屋・自動車・貴金属・預貯金・生命保険など）は、売却・処分するなどして生活費にあてなければなりません。

また、扶養義務者に対して収入や資産等の調査を行う場合があります。

(3) 扶養義務者の優先

親・子・兄弟姉妹など、民法に決められた扶養は生活保護に優先します。援助を受けられるように努めなければなりません。なお、母（父）子家庭の場合は、子の父または母から養育費等を受けられるように努めなければなりません。

(4) 他法・他施策の優先

年金や各種手当など、生活保護法以外に活用できる他の法律や制度がある場合には優先して、その活用に努めなければなりません。

(5) 申請するところ

住民票を置いてある所ではなく、実際に住んでいる所の市町村での申請が原則となります。

(6) その他の注意事項

- 生活保護申請後は原則として自動車の所有・使用は認められません。
- パチンコ、競馬等の賭け事は支出の節約、稼働能力の活用に反しますので指導対象となります。
- 生活保護費は、使い道が生活の維持向上や自立のため等、生活保護の趣旨に反しない場合であれば、ある程度の貯金をすることが認められています。

2. 保護のながれ

暮らしに困って生活保護が必要な方は、近くの民生委員に相談するか、茂原市役所社会福祉課保護係へおいでください。(病気などの都合で本人や家族の方がどうしても来られない場合は電話などでご連絡ください。)

- ① 保護の申請…生活保護申請書を記入した上で、提出していただきます。
- ② 書類の提出…生活保護申請書のほかにも収入申告書、資産申告書、生活歴、扶養義務者一覧表、厚生年金保険・船員保険・国民年金被保険者期間履歴申立書、家賃地代証明書、その他保護の開始決定に必要と認められる書類を社会福祉課保護係に提出してください。提出が遅れますと、生活保護の決定が出来なくなったり遅くなったりする場合があります。
- ③ 調査…申請手続きが済みますと資産、扶養親族の調査や、社会福祉課の地区担当員(ケースワーカー)がお宅を伺って、生活状況や生活保護を受ける要件が満たされているかどうか等の調査を行ないます。
- ④ 決定…【生活保護が受けられる場合】

「保護決定通知書」を送ります。この通知書には受けられる扶助の種類や金額等が書いてあります。

【生活保護が受けられない場合】

「保護申請却下通知書」を送ります。この通知書には受けられない理由が書いてあります。

※事実と違った申告をして不正に生活保護を受けた場合は、支給された保護費を返還する事となり、また刑法により処罰される事もあります。

※暴力団員からの申請は、原則として却下し、生活保護受給中に暴力団員であることが判明した場合は、廃止することがあります。

3. 申請後の調査

申請が済みますと、社会福祉課保護係の地区担当員（ケースワーカー）があなたのお宅に伺って、現在の生活状況などを確認させていただきます。話したくないことや知られたくないことがあるかもしれませんが、調査しなければなりません。秘密が他人に漏れる事はありませんので、安心して生活のありのままを教えてください。また、生活保護の決定に必要な不動産、動産、銀行や生命保険会社などへの調査のほかに扶養照会を行ないます。扶養照会は原則として、扶養義務者のうち長期間交流のない者や明らかに扶養が期待できない者を除いて行います。

もし、調査を拒否したり、嘘の申し立てをした場合は、生活保護が受けられないほか、刑法により処罰されることもありますので協力してください。

調査が終わると、あなたの世帯が生活保護を受給できる（開始）か受給できない（却下）かを決定し、書面をもって通知いたします。原則、申請日より14日以内に通知されますが、調査に日数がかかる等特別な理由により30日まで延ばすことがあります。

<生活保護の原則>

○生活保護は、世帯全体を単位としてその要否や程度を判断します。

○国が定めた最低生活費とあなたの世帯全体の収入[※]を比べた時、世帯全体の収入が最低生活費より少ない場合に、その不足分を援助します。

○最低生活費は、家族の構成（年齢や人数等）で異なり、また世帯の状況及び全ての収入状況によっても異なります。

※収入とは、世帯員全ての給料、手当、賞与、仕送り、年金、保険金などです。

なお、収入の種類によっては実費控除のほか、基礎控除や新規就労控除、未成年者控除などが認められています。

4. 保護の種類

私たちが生活を営んでいくには、色々な経費が必要です。生活保護も経費の性格（種

るい さまざま ふじよ
類) によって様々な扶助があります。

かくふじよ きじゆんがく げん どがく き ごと ひつよう とき まえ
なお、各扶助にはそれぞれ基準額(限度額)や決まり事がありますので、必要な時は、前
ちくたんとういん けーすわーかー そうだん そうだん さき しはら
もって地区担当員(ケースワーカー)に相談してください。相談せず、先に支払ってしま
ばあい しきゆう ばあい じゅうぶんちゅうい
った場合、支給できなくなる場合がありますので十分注意してください。

- せいかつふじよ いしよく ほかにちじょうせいかつ じゆよう み きゅうふ おこ
①生活扶助…「衣食その他日常生活の需要」を満たすための給付として行なわれ
るものです。個人別経費としては飲食物費や被服費などがあります、世
たいぜんたい ひつよう けいひ こうねつすいひとう
帯全体として必要とされる経費としては、光熱水費等があります。
せたい じょうきょうとう い か かさん つ
また、世帯の状況等により、以下の加算が付きます。

かさん しゅるい
加算の種類

にんさんぶかさん しょうがいしゃかさん かいごせつにゆうしよしゃかさん ざいたくかんじゃかさん
妊産婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算
ほうしゃせんしょうがいしゃかさん じどうよういくかさん かいごほけんりょうかさん ぼしかさん
放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算

- きょういくふじよ ぎむきょういく う ひつよう ひつよう
②教育扶助…義務教育を受けさせるために必要な費用です。
- じゅうたくふじよ やちん まだい ちだいでう しはら ひよう とき いてい きじゆんがくはんいない
③住宅扶助…家賃・間代・地代等、支払うべき費用がある時、一定の基準額範囲内
しきゆう ほしゆう たじゅうたく いじ ひつよう けいひ
で支給します。また、補修その他住宅の維持のために必要な経費です。
- いりょうふじよ しっぺい ふしよう ちりよう ひつよう つういんまた にゆういん いりょう きゅうふ おこ
④医療扶助…疾病や負傷の治療に必要な通院又は入院による医療の給付として行な
げんぶつきゅうふ とうやく しゅじゆつ にゆういんとう ちよくせつきゅうふ
われます。現物給付(投薬・手術・入院等の直接給付)によることを
げんそく きゅうふ せいかつほごしていりょうきかん いたく
原則としています。なお、この給付は生活保護指定医療機関に委託する
こととしています。
- かいごふじよ たいしやうしゃ かいごほけんほう きてい ようかいごしやおよ ようしえんしゃ
⑤介護扶助…対象者は、介護保険法に規定する要介護者及び要支援者であり、すな
ようかいごじょうたいまた しじょうたい さいいじよう もの
わち、要介護状態又はそのおそれのある状態にある65歳以上の者、
かれい きいん いてい はんい しっぺい とくていしっぺい ようかいごじょうたいまた
加齢に起因する一定の範囲の疾病(特定疾病)により要介護状態又は
じょうたい さいいじよう さいみまん もの たいしやう
そのおそれのある状態にある40歳以上65歳未満の者が対象です。
かいご げんぶつきゅうふ げんそく
介護サービスは、現物給付によることを原則としています。
- しゅつさんふじよ ぶんべん ともな ひつよう けいひ げんそく きんせんきゅうふ
⑥出産扶助…分娩に伴い必要とされる経費。原則として金銭給付です。
- せいぎょうふじよ せいけい いじ もくてき じぎょう かいし ひつよう しきん きぐなど たいしやう
⑦生業扶助…生計の維持を目的とする事業の開始に必要な資金、器具等を対象とす

生業費、生業に就くために必要な技術を修得するために必要なものを対象とする技能修得費、又、就労及び、高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に高等学校等、就学費の支度に必要となるものを対象とした就職、就学支度費、があります。原則として金銭給付です。

⑧葬祭扶助…困窮している扶養義務者が、葬祭を行なう事に伴い必要とされる経費です。原則として金銭給付です。

⑨一時扶助…
 ・小中学校及び高等学校入学時の入学準備金
 ・高等学校就学に必要な教材代、通学交通費
 ・転居が必要と認められる場合の敷金等や家財運搬費
 ・常に紙おむつが必要と認められる場合のおむつ代等がありますので、担当ケースワーカーに事前に相談してください。

⑩就労自立給付金…安定した職業への就職や就労収入が増えたことで生活保護を必要としなくなった世帯に支給される一時金です。事前申請が必要です。

⑪進学準備給付金…大学や専門学校等に進学した場合に一時金として支給します。事前申請が必要です。

5. 権利と義務

(1) 権利

①正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更される

ことはありません。

②生活保護により支給された金品などに税金はかかりません。

③既に生活保護により支給された金品など又はこれを受ける権利を差し押さえられる事はありません。

※【生活保護の決定に不服があるとき】

あなたの世帯に対して、決定した生活保護の内容について疑問等がありましたら「社会福祉課保護係」にお尋ね下さい。説明を受け、それでも納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日から3ヶ月以内に書面で千葉県知事に対して審査請求をする事ができます。

(2) 義務

- ① 保護を受ける権利を他人に譲り渡す事はできません。
- ② 常に、能力に応じて一生懸命に働き、支出の節約を図り、生活の維持向上に努めなければなりません。
- ③ 収入、支出その他生計の状況に変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに「社会福祉課保護係」に届出てください。
- ④ 収入、資産等については定期的（年1回以上）に申告してください。
- ⑤ 適切な保護を行なうために、必要に応じて指導・指示をしますが、これを受けたときは従う義務がありますので、必ず従ってください。
- ⑥ 資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、受けた費用を資力の範囲内で返還していただきます。

※【特に注意してもらいたい事】

事実と違った届出をしたり（例えば、収入や家族の状況等）、必要な調査を拒んだり、社会福祉課の指導・指示に従わないときは、生活保護を受けられなくなったりと、罰せられることがありますので十分注意してください。

6. 報告、届出について

(1) 生活状況が変わったとき

- ◇ 世帯の人数が変わったとき。（転入、転出、出生、死亡）
- ◇ 家賃や地代が変わったとき。（家賃証明書や契約書等を提出してください）
- ◇ 入院や退院をしたとき。

きよじゅうち か げんそく じぜんそうだん ひつよう
◇ 居住地が変わったとき。(原則は事前相談を必要とします)

た せたい せいかつ せいけいじょうきょうなど か
◇ その他、世帯の生活や生計状況等で変わったことがあったとき。

(2) 世帯の就労について

ほんにん かぞく はたら もの しょうびょう かいふく た
◇ あなた本人または家族で、働いていなかった者が、傷病の回復やその他の理由によって働けるようになった時や仕事を変えたとき。(会社名、所在、就労状況、社会保険の有無などを報告してください)

しょうびょう りゅう しごと や
◇ 傷病などの理由で仕事を辞めたとき。

(3) 収入・資産について

ていきてき しゅうにゅう ねん かいじょう しんこく
◇ 定期的(収入がなくても年に1回以上)に申告してください。

きゅうよしゅうにゅうがく か きゅうよめいさい ないよう しょうい いっしょ ていしゅつ
◇ 給与収入額が変わったとき。(給与明細など内容がわかる書類と一緒に提出してください)

ねんきん おんきゅう じゅきゅうてつづき じゅきゅうがく か けつてい
◇ 年金や恩給などの受給手続きをしたり、受給額が変わったとき。(決定通知書などの関係書類と一緒に提出してください)

ふようぎむしゃ えんじょ しゅうにゅう へんどう
◇ 扶養義務者からの援助などで収入に変動があったとき。

りんじてき しゅうにゅう たど じ ことう ともな ほけんきん みまいきん いしやりょう
◇ 臨時的に収入があったとき。(例えば事故等に伴う保険金、見舞金、慰謝料など)

7. 収入に伴う控除と高校生のアルバイト

(1) 控除の種類

じっぴこうじょ きゅうよ ひ しゃかいほけんりょう しょとくぜい ろうどうくみあいひ つうきん
① 実費控除……給与から引かれている社会保険料、所得税、労働組合費、通勤にかかった交通費等が控除されます。

きそこうじょ きゅうよ もら けいひ こうじょ
② 基礎控除……給与を貰うための経費として控除されます。

みせいねんしゃこうじょ きゅうよ もら さいみまん かた きそこうじょ べつ こうじょ
③ 未成年者控除……給与を貰っている20歳未満の方は基礎控除とは別に控除されます。

しんきしゅうろうこうじょ ちゅうがっこう こうとうがっこうそつぎょうごまた え りゅう ちょうきかん
④ 新規就労控除……中学校・高等学校卒業後又はやむを得ない理由により長期間就労できなかった者が継続的な就労を開始し、特別な経費を必要としたときに控除されます。

こうこうせい

(2) 高校生のアルバイト

- ◇ 高校生が大学・専門学校の受験料や入学金のほか、修学旅行、就労に必要な自動車免許の取得費用などを貯めるためにアルバイトをする場合は、事前に計画書を社会福祉課に提出し承認されれば貯金することもできます。
- ◇ 学習塾や参考書にアルバイト収入を充てる場合は、事前に社会福祉課と相談し承認を受けて下さい。

8. 保護費の返還や徴収

(1) 不正受給による保護費の徴収と罰則

収入や支出、又は住所や世帯の変更があったのに届け出をしなかったり、嘘の収入申告や不正な方法で保護を受けた場合は、これまで受けた保護費を返還してもらいます。

また、不正受給を行った場合には、刑法により処罰される事があります。

※具体例…①生命保険や簡易保険などの保険金や解約金が支払われているにもかかわらず、届け出をしなかった場合。

②各種年金や手当を受給できるようになったが、届出をしなかった場合。

③土地や家屋、自動車やオートバイ等売って金品を貰ったが、届出をしなかった場合。

④交通事故等による賠償金を受取ったが、届出をしなかった場合。

⑤虚偽の申請により、生活保護を受給した場合。

(2) 資力がありながら保護を受けた場合

急迫した事由のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、支給された保護費はあとで返還しなければなりません。

(3) 扶養義務者からの費用徴収

ふようぎむしゃ ひようちようしゅう

ふようぎむしゃ ふようのうりよく ふよう ばあい ほご よう ひよう
扶養義務者が、扶養能力がありながら扶養しなかった場合、保護に要した費用が

ちようしゅう
徴収されます。

9. 民生委員の役目

みんせいいいん やくめ

みんせいいいん ちいき す ひと せいかつめんどう こま こと しんばいごと お とき そうだん
民生委員は、地域に住む人たちが、生活面等で困った事や心配事が起きた時、相談した
こと しょう とき ひつよう じよげん しどう そうだん
事が生じた時など、必要な助言・指導をしてくれたり、相談にのってくれる方です。

みんせいいいん しゃかいふくしか きようりよくきかん しゃかいふくしか はしわた
民生委員は、社会福祉課の協力機関として、あなたと社会福祉課の橋渡しをしてくれま
そうだんないよう ひみつ かた もま こと えんりよ そうだん
す。相談内容などの秘密を固く守りますので、ありのままの事をどうぞ、遠慮なく相談し
てください。

10. 地区担当員（ケースワーカー）の役割

ちくたんとういん やくわり

しゃかいふくしかほごがかり す ちいき たんどう ちくたんとういん
社会福祉課保護係には、あなたの住んでいる地域を担当する地区担当員（ケースワーカー）がいま
す。

さいしょ しんせい う ちくたんとういん たく うかが せいかつほご けつてい ひつよう じこう
最初に、あなたからの申請を受けて、地区担当員がお宅へ伺い、生活保護の決定に必要な事項を
ちょうさ さい せたいいん げんざい せいかつじようきよう す じようきよう さまざま
調査します。その際に世帯員みなさんの現在までの生活状況や住まいの状況など様々な
ちょうさ こじん ひみつ たにん し こと ぜつたい あんしん
ことを調査いたしますが、個人の秘密が他人に知られる事は絶対にありませんので、安心してあ
りのままを話してください。

つぎ せいかつほご かいし せたい ひつよう えんじょ おこ
次に、生活保護が開始されると、あなたの世帯において必要な援助を行なうために
ちくたんとういん ていきでき たく うかが にちじよう せいかつじようきよう けんこうじようたい き
地区担当員が定期的にお宅へ伺います。日常の生活状況や健康状態などについてお聞
きしたり、生活していく際に必要に応じた助言・指導をします。生活面での困った事や心
せいかつ さい ひつよう おう じよげん しどう せいかつめん こま こと しん
配事、生活保護の仕組みなど、わからない事がありましたら、遠慮なく相談してください。

さいご ちくたんとういん せたい たんどう ひつよう えんじょ おこ さまざま
最後に、このように地区担当員は、あなたの世帯の担当として、必要な援助を行なうとともに、様々
そうだん おう きようりよく
な相談に応じることなどできるだけ協力はしていきます。

じしん せいかつほご あま おこ いちにち はや じぶん
しかし、あなた自身も生活保護に甘えることなく、できることは行なっていく、一日も早く自分の
ちから せいかつ どりよく
力で生活をしていけるように努力してください。

1 1. 医療機関などにかかるときの注意

- (1) 国民健康保険証は、使用できません。社会福祉課で発行する「診療委託書」を持って受診していただきます。受診する医療機関は、原則として市内の医療機関に限りませんが、個々の病状や居住地などにより社会福祉課が特に必要と判断する場合には、市外の医療機関への受診も認められることになっています。その際の必要最小限度の通院交通費については、認められることもあるので事前に社会福祉課に相談してください。なお、「診療委託書」につきましては、保護費支給日の1日前（土日祝日の場合はその前開庁日）から交付を受けられます。
- (2) 診療を受ける病院は、特別な事由がない限り、生活保護法による指定医療機関において受診していただきます。
- (3) 治療を受けたときは、必ず「社会福祉課保護係」に連絡してください。
- (4) 急病や夜間あるいは休日などのときは、病院の窓口でよく事情を説明し受診してください。
- (5) 病気が回復し、通院しなくなった場合には、必ず「社会福祉課保護係」に連絡してください。
- (6) お子様が修学旅行や林間・臨海学校へ参加するときは、社会福祉課保護係で発行する「診療委託書」を持っていくようにしてください。なお、その期間中に急病などで病（医）院を受診した場合には、すみやかに社会福祉課保護係に連絡してください。ただし、「診療委託書」を使用しなかった場合には、すみやかに社会福祉課保護係に返却してください。
- (7) 主治医から入院や退院、他の病院へ転院するなどの話があったときは、必ず事前に社会福祉課保護係に連絡してください。
- (8) 第三者行為の対象となる受診は原則、医療扶助の対象となりません。